

目標設定型排出量取引制度に係る超過削減量売却に関する公告

埼玉県温暖化対策推進条例に基づく目標設定型排出量取引制度に係る埼玉県企業局における超過削減量の売却を下記のとおり行うので公告する。

令和7年7月7日

埼玉県公営企業管理者 板東 博之

記

1 案件の内容

(1) 案件名称及び売却数量

埼玉県企業局「目標設定型排出量取引制度に係る超過削減量」の売却

・売却数量 46,000 (t-CO₂)

(2) 超過削減量の仕様

埼玉県温暖化対策推進条例に基づく目標設定型排出量取引制度の対象となっている大規模事業所で、削減目標の未達成が見込まれる大規模事業所が、目標を達成するために削減不足量に充当することができる、第二計画期間にて得られた「超過削減量」

(3) 申込み参加資格

- ① 地方自治法施行令167条の4の規定に該当しないものであること。
- ② 埼玉県公営企業財務規程(昭和39年公営企業管理規程第5号)第120条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされたものでないこと。
- ③ 超過削減量購入申込書の受付日から契約までの期間に企業局の契約に係る入札参加停止等の措置要領(平成25年4月1日施行)に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。
- ④ 超過削減量購入申込書の受付日から契約までの期間に、埼玉県企業局の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成25年4月1日施行)に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。
- ⑤ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 取引方法

本案件に係る取引は、以下の手順により実施する。

① 購入申込

超過削減量の購入を希望するものは、超過削減量購入申込書(様式第1号)に、購入単価(円/t-CO₂)、購入希望量(t-CO₂)など必要事項を記入して提出する。ただし、最低購入単価は100円/t-CO₂、最低購入量は100t-CO₂以上とする。

※超過削減量購入申込書(様式第1号)に記入する購入単価は消費税及び地方消費税を含まないものとする。

② 購入候補者の選定

- ・超過削減量購入申込書(様式第1号)を提出したもの(以下「購入申込者」という。)のうち、購入単価が最も高い者を第一購入候補者として選定する。
- ・売却数量から、第一購入候補者の購入量を差し引いて、なお売却残量がある場合は、他の購入申込者で、購入単価が最も高い者を第二購入候補者として選定する。
- ・以下、購入申込者の購入希望量が売却残量を上回るまで、同様の手順で購入単価の高い者から順番に購入候補者を選定していく。

- ・上記までの手順で購入候補者を選定した結果、最後に購入候補者となった者の購入希望量が売却残量を上回っている場合、売主である埼玉県企業局から当該購入希望者へ売却残量の範囲で購入する意思を確認する。購入候補者は購入の意思がない場合、超過削減量購入辞退届（様式第2号）を提出する。当該購入候補者が超過削減量購入辞退届を提出したときは再度上記手順により候補者を選定していく。
- ・同じ購入単価を提示した購入申込者が複数あり、かつその購入申込者の購入希望量合計が売却残量を超える場合は購入希望量が多い購入申込者を購入候補者として選定する。
- ・購入希望量も同じ場合はくじにより購入候補者を決定する。

③ 契約の締結

埼玉県企業局が指定する契約の締結に必要な書類等の提出を確認した後、購入候補者を購入者として決定し、随意契約により契約を締結する。

④ 納入通知書の発行

契約締結後、埼玉県企業局から購入者に納入通知書を発行する。

⑤ 購入代金の納付

購入者は購入代金を納付する。購入代金は購入単価に購入量に乗じた額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額（1円未満は切り捨てる。）とする。

⑥ 振替可能削減量の振替等の申請

購入代金の納付確認後、埼玉県企業局が申請し、購入者に申請書の写しを提供する。

⑦ 振替通知書の写しの提供

企業局は、振替通知書の写しを購入者に提供する。

2 本案件に関する質問及び回答

- (1) 本案件に関する質問がある場合は、次のとおり電子メールにより質問票（様式第3号）を提出すること。なお、購入希望者に共通する質問はホームページにて回答するため、質問票の質問事項には特定の企業名や個人名を記入しないこと。

ア 受付期間

令和7年7月7日（月）午前11時から令和7年7月10日（木）午後5時まで

イ 受付場所

〒330-0063

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-14-21 職員会館2階

埼玉県企業局 総務課 企画・人材開発担当 中村

電 話 048-830-7023

メール a7010-05@pref.saitama.lg.jp

- (2) 質問者には個別に回答するとともに、購入希望者に共通する質問に対する回答は令和7年7月14日（月）午前11時頃に、企業局総務課ホームページ
<https://www.pref.saitama.lg.jp/c1301/90a00-kankyo/haisyutsuryo.html> に掲載する。

3 超過削減量購入申込書の提出方法及び開封場所等

購入希望者は、封書の表に「埼玉県企業局「目標設定型排出量取引制度に係る超過削減量」の購入申込書 在中」と朱書きし、次のとおり、提出書類を持参または郵送（書留）により提出すること。

(1) 超過削減量購入申込書の受付期間

ア 持参の場合 令和7年7月7日（月）午前11時から令和7年7月18日（金）午後4時まで

イ 郵送の場合 令和7年7月7日（月）から令和7年7月18日（金）（必着）

(2) 提出先

2 (1) イの受付場所

(3) 提出書類

① 超過削減量購入申込書（様式第 1 号）

任意の 3 ケタのくじ入力番号を購入申込書に記載すること。くじ入力番号の記載がない申込書を提出した者は、くじによる決定を行うこととなった場合には購入申込が無効となる。

(4) 開封日時 令和 7 年 7 月 22 日（火）午前 10 時

(5) 購入の辞退

購入申込者が辞退する場合は、開封時刻までに電子メールにて超過削減量購入辞退届（様式第 2 号）を提出し、電話にて連絡を入れること。

また、購入希望量が売却残量を上回っている際に辞退する場合は、7 月 25 日（金）までに超過削減量購入辞退届（様式第 2 号）を電子メールにより提出すること。上記以外で開封後の辞退はできないものとする。

4 選定結果の通知及び公表

超過削減量の契約結果は、契約締結後にホームページに掲示して公表する。公表内容は契約案件毎の購入数量と購入単価とし、購入者の名称は公表しない。また、購入希望者に個別に電話連絡するとともに電子メールで通知する。

以上